

議案第 21 号

三朝町立福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり三朝町立福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 7 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	指定管理者		指定期間
	名称及び代表者名	所在地	
三朝町立福祉センター 三朝町大字横手 50 番地 4	社会福祉法人 三朝町 社会福祉協議会 会長 遠藤英臣	三朝町大字 横手50番地 4	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 33 年 3 月 31 日まで